

ヘルパーステーションあらいぶ 居宅介護事業・重度訪問介護事業・行動援護事業・同行援護事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人四恩会が設置するヘルパーステーションあらいぶ（以下「事業所」という。）において実施する居宅介護事業および重度訪問介護事業および行動援護事業および同行援護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者（障害児を含む。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄および食事等の介護、調理、洗濯および食事等の家事、生活等に関する相談および助言、外出時における移動中の介護、そして当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な事業の提供ができるよう努めるものとする。
- 4 前三項のほか、障害者総合支援法及び地域生活支援事業に関する要綱等に規定する内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーションあらいぶ
- (2) 所在地 石川県羽咋郡宝達志水町小川貳の部7-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
 - (2) サービス提供責任者 1名
サービス提供責任者は、利用者及びその家族にその内容を説明するほか、事業所に対する事業の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。
 - (3) 従業者 3名以上
従業者は、事業に係るサービス提供計画に基づき事業の提供に当たる。
- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超える職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。

ただし、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時から午後9時までとする。

(3) サービス提供日 原則毎日を提供日

ただし、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間 午前9時から午後8時までとする。

(5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画・重度訪問介護計画・行動援護計画・同行援護計画・移動支援計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

- ①食事の介護
- ②排泄の介護
- ③衣類着脱の介護
- ④入浴の介護
- ⑤身体的清拭、洗身、洗髪
- ⑥通院等介助
- ⑦その他必要な身体介護

(3) 通院等のための乗車又は降車の介助

通院等の介助について、本事業所の従業員が自ら運転して通院等を支援する。

(4) 家事援助に関する内容

- ①調理
- ②衣類の洗濯、補修
- ③生活必需品の買い物
- ④住居等の掃除、整理、補修
- ⑤通院等介助
- ⑥その他必要な家事等生活援助

(5) 重度訪問介護に関する事

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により、行動上著しい困難を伴い、常時介護を要する利用者につき、居宅における入浴、排泄または食事の介護、その他厚生労働省令で定める便宜および外出時における移動の介護を総合的に提供する。

(6) 行動援護に関する事

外出時および外出の前後に予防的対応、制御的対応および身体介護的対応に関する事、その他厚生労働省令で定める便宜を総合的に提供する。

(7) 同行援護に関する事

- ①移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆代読を含む）
- ②移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護

- ③排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
(8) 前各項に付帯するその他必要な介護、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

- 第7条 事業のサービスを提供した際には、利用者または障害児の場合はその保護者から障害者総合支援法で定められた額を、利用者負担額として、支払を受けるものとする。ただし、利用者負担額の軽減を受けている場合は、軽減後の額とする。
- 2 代理受領を行わない事業のサービスを提供した際には、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から支給決定を行った市町村の定める給付費から利用者負担額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 3 第9条に定める通常の事業の実施地域の範囲を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、その実費を利用者から徴収する。なお、事業所の自動車を使用した場合は、走行距離から料金を算出する。
- 4 サービスを提供するに当たって、ホームヘルパーに公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合は、その実費を利用者から徴収する。
- 5 第3項及び第4項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 6 第1項から第4項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付する。

(利用者負担額等に係る管理)

- 第8条 事業所は、利用者等の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用の額から障害者総合支援法の規定により算出された介護給付費または訓練等給付費の額を控除した額の合計額を算出するものとする。
- この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者総合支援法に規定する負担上限額または高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、事業所は当該障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該利用者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第9条 通常の事業の実施地域は、宝達志水町とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 現に事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情解決)

第 11 条 提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した事業に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 12 条 事業所は、障害者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) すべての従業者に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施（年 1 回以上）
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- (6) 委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(身体拘束等の適正化に関する事項)

第 13 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置
- (2) 委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (4) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の実施（年 1 回以上）

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内

(2) 継続研修 年 2 回以上

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容

とする。

- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 5 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人四恩会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
平成23年10月1日から改正施行
平成25年4月1日から改正施行
平成31年4月1日から改正施行
令和4年4月1日から改正施行